

令和 8 年 6 月 1 日

お客様各位

(一財) さいたま住宅検査センター

センターが交付する各業務の書面の電子交付について

標記の件につきまして、以下のとおり開始しますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

1. 電子交付を開始する業務

- (1) 住宅性能評価業務及び長期使用構造等確認業務
- (2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務
- (3) BELS 評価業務
- (4) 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務
- (5) 建築物省エネ法 30 条に基づく認定（性能向上計画認定）に係る技術的審査業務

以下（1）から（5）共通

①開始時期：令和 8 年 7 月 1 日交付分から

②変更内容：PDF データによる電子交付の開始（NICE WEB 申請システムのチャット欄に添付）

※ 1 電子申請の場合は、引受書、評価書等共に電子交付を必須とします。受取方法の選択項目に「電子交付」が追加されるまでの間は、受取方法については「手渡し」又は「郵送」のどちらかを選択してください。

※ 2 紙面による評価書等の発行をご希望の場合には、評価書等 1 通につき 2,200 円（税込）を頂戴します。NICE による申請の際、備考欄に「紙面による発行希望」とご記入ください。

※ 3 紙申請の場合（初めからお客様が紙面に印刷した申請図書の正副本にて申請する場合は、すべて紙面による交付（料金は発生しない）とします。

※ 4 電子交付によるデータの公開期間は、公開後 30 日間とさせていただきますので、この期間内に NICE のチャット欄から PDF データのダウンロードをお願いします。

※ 5 ※ 4 の公開期間中に PDF データのダウンロードを実施されなかった場合は、「再発行（再交付）依頼書」による申請が必要となり、評価書等（引受承諾書を除く）1 通につき 5,500 円（税込）を頂戴します。

※ 6 NICE による「再発行（再交付）依頼書」の申請は、「申請書作成」から「他業務」を選択の上、申請種別は「その他」で申請書を作成してください。（別添①参照）

2. 既に電子交付を実施している業務における再交付の取扱いの変更

- (1) 確認検査業務
- (2) 構造計算適合性判定業務

以下（1）、（2）共通

①開始時期：令和 8 年 7 月 1 日交付分から

※ 1 電子交付によるデータの公開期間（公開後 30 日間）は、変更ありません。この期間内に NICE のチャット欄から PDF データのダウンロードをお願いします。

- ※2 ※1の公開期間中に PDFデータのダウンロードを実施されなかった場合は、「確認済証等再交付申請書」又は「再発行（再交付）依頼書」による申請が必要となり、確認済証等（引受書を除く）1通につき5,000円（非課税）を頂戴します。
- ※3 NICEによる「確認済証等再交付申請書」の申請は、「申請書作成」から「基準法」を選択の上、申請種別は「その他」―「その他」で申請書を作成してください。
- ※4 NICEによる「再発行（再交付）依頼書」の申請は、「申請書作成」から「他業務」を選択の上、申請種別は「その他」で申請書を作成してください。（別添②参照）

3. 従前のままの業務

- （1）フラット35等適合証明業務
- （2）東京ゼロエミ住宅認証審査業務
- （3）住宅性能証明書の発行業務

以下（1）から（3）共通

- ※1 各制度において運用などの変更があった場合は、その変更内容に合わせて随時運用を変更させていただきます。

以上

お問合せ先

企画管理部 企画管理課

担当：中村、森脇

電話番号：048-711-5128

(別添①)

物件名：テスト物件

建築物(1)
フラット35

評価

- 基準法
- フラット35
- 住宅性能評価
- 省エネ適判
- BELS
- 他業務**
- 検査予約

申請書作成

他業務

☐	申請種別	WEB申請番号
☐	長期優良住宅	

一般財団法人さいたま住宅検査センター



申請書 作成

他業務

申請対象：
☒ 建築物
☐ 昇降機
☐ 昇降機以外の建築設備
☐ 法第88条第1項工作物
☐ 法第88条第2項工作物

申請種別：
その他

- 軽微変更（住宅性能評価）
- 長期優良住宅
- 長期優良住宅（変更）
- 軽微変更（長期優良住宅）
- 低炭素建築物
- BELS（軽微な変更説明書等）
- 構造計算適合性判定
- その他**

作成 キャンセル

(別添②)

物件名：テスト物件

建築物(1) 建築物

フラット35

基準法

フラット35
住宅性能評価
省エネ診断
BELS
他業務
検査予約

	☐	申請種別	WEB申請番号	方式
	☒	確認		入力

申請書作成

一般財団法人さいたま住宅検査センター



申請書 作成

基準法

申請対象： ☒ 建築物
☐ 昇降機 ☐ 昇降機以外の建築設備
☐ 法第88条第1項工作物 ☐ 法第88条第2項工作物

申請種別： ☐ 確認 ☐ 計変 ☐ 中間 ☐ 完了
☐ 計画通知 ☐ 計変通知 ☐ 特定通知 ☐ 完了通知

☒ その他 その他

申請方式： ☐ 入力方式
☒ 添付方式

記載事項変更・誤記訂正届
軽微な変更説明書
名義変更届
工事監理者・施工者決定（変更）届出書
取下げ届
工事取止届
その他

作成 キャンセル